

守山市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した定期監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年9月29日

守山市監査委員 馬 場 章

守山市監査委員 藤 木 猛

# 定期監査（令和3年度上半期）結果報告書

## 1 監査の対象

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 議会事務局    | 総務課  |
| (2) 総務部      | 総務課、施設整備課、庁舎整備推進室、人事課、コンプライアンス室、契約検査課        |
| (3) 環境生活部    | 環境政策課、ごみ減量推進課、環境施設対策課、市民協働課、危機管理課            |
| (4) 都市経済部    | 土木管理課、国県事業対策課、建築課、開発調整課、都市計画・交通政策課、農政課、商工観光課 |
| (5) 会計管理者    | 会計課  |
| (6) 農業委員会事務局 |  |
| (7) 選挙管理委員会  |  |
| (8) こども家庭部   | 守山保育園、認定こども園守山幼稚園、速野幼稚園                      |
| (9) 教育委員会    | 守山小学校、速野小学校、守山中学校                            |

## 2 監査の期間

令和3年4月14日から同年9月21日まで

## 3 監査の方法

守山市監査委員監査基準に基づき、令和3年8月末までは令和2年度、9月は令和3年度に執行された収入・支出事務、契約事務、財産管理等の財務事務が法令等に則り適正に行われているかどうか、および事務事業が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、関係書類を抽出し、調査し、必要に応じ関係職員への聴取を行った。

## 4 監査の結果

事務事業は概ね適正に処理・執行されていたが、一部において改善または留意すべき事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務に万全を期されたい。

なお、軽易な事項については、口頭による指導にとどめ、記述を省略した。

以下、監査を実施した各部署に対する結果である。

## 議 会 事 務 局

〈総務課〉

### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

## 総務部

### 〈総務課〉

#### 指摘事項

特に問題点は見受けられなかった。

#### 意見

行政財産使用許可については、各所属で許可し使用料を徴収されている。

今回、危機管理課の定期監査資料の「賃貸借契約状況一覧表」において、一例ではあるが「平成25年建柱（※）のため時効分を除き、5年分遡及請求」とされ行政財産の使用許可がなされている。しかし、行政財産の使用許可を遡及して行い、遡求時点以降の行政財産使用料を徴収することはできないとされている。今回の事案の場合の時効は、行政財産使用許可前に既に行政財産が使用されていたので不法行為となり、民法第724条の適用になると思慮する。（5年の時効は成立しない。）

また、その場合の使用料については、使用料相当の損害金又は不当利得としての返還請求を行うべきである（最判平成16・4・23判時1857号47頁参照）とされている。

よって、総務課においては、市有財産を管理監督する立場から各所属で所管する行政財産について統一的で適切な事務手続きの下に使用許可がなされ、使用料の徴収が漏れることなく確実にできるように指導されたい。

※「建柱」とは、電柱等の柱を建てることを指す。

### 〈施設整備課〉

#### 指摘事項

特に問題点は見受けられなかった。

#### 意見

新庁舎整備事業については、市民に対する利便性の向上に配慮するとともに、完成後に手戻りのないよう、万全を期して進めていかれたい。

### 〈庁舎整備推進室〉

#### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

### 〈人事課〉

#### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

### 〈コンプライアンス室〉

#### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

〈契約検査課〉

指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

環 境 生 活 部

〈環境政策課〉

指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

〈ごみ減量推進課〉

指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

〈環境施設対策課〉

指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

〈市民協働課〉

指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

〈危機管理課〉

指摘事項

特に問題点は見受けられなかった。

意見

定期監査資料の「賃貸借契約状況一覧表」中に平成25年度に建柱（※）が発覚し、使用料が一部時効（他1件あり）と処理された事案について、行政財産の使用許可を遡及して行い、遡求時点以降の行政財産使用料を徴収することはできない。よって、今回の事案の場合の時効は、行政財産使用許可前に既に行政財産が使用されていたので不法行為となり、民法第724条の適用になると思慮する。（5年の時効は成立しない。）

また、その場合の使用料については、使用料相当の損害金又は不当利得としての返還請求を行うべきである（最判平成16・4・23判時1857号47頁参照）とあるので市有財産を管理監督する総務部も含めて理事者側で協議し、適正に対応すること。

なお、昨年度の定期監査資料においても同様の時効案件があったことを申し添える。

※「建柱」とは、電柱等の柱を建てることを指す。

## 都 市 経 済 部

### 〈土木管理課〉

#### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

### 〈国県事業対策課〉

#### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

### 〈建築課〉

#### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

### 〈開発調整課〉

#### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

### 〈都市計画・交通政策課〉

#### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

### 〈農政課〉

#### 指摘事項

特に問題点は見受けられなかった。

#### 意見

貴課が所管する地番：新庄町1974、地籍：1,000㎡、地目：雑種地においては、現状は、第三者が使用している状況である。このことは、定期監査資料の「賃貸借契約状況一覧表」に記載されておらず、明らかに無断使用と思われる。よって、直ちに是正し適切に処理を行うこと。

### 〈商工観光課〉

#### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

## 会 計 管 理 者

### 〈会計課〉

#### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

## 農業委員会事務局

### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

## 選挙管理委員会

### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

## こども家庭部

### 〈守山保育園〉

#### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

### 〈認定こども園守山幼稚園〉

#### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

### 〈速野幼稚園〉

#### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

## 教育委員会

### 〈守山小学校〉

#### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

### 〈速野小学校〉

#### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

### 〈守山中学校〉

#### 指摘事項および意見

特に問題点は見受けられなかった。

以上